

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、株主のみならずははじめ、お客様、取引先、従業員、地域社会等の社内外のステークホルダーの満足度を高め、社会との共存共栄を目指してまいります。環境の変化に迅速かつ的確に対応し、より公正で透明性の高い経営を実現させるための体制整備を重要な経営課題と位置付け、コーポレートガバナンスの充実に取り組むとともに、IR活動を通じて市場の声を積極的に取り入れ、経営に反映しております。

経営体制においては、当社は取締役会と監査役会を中心とした体制を構築しております。独立社外取締役を含む取締役会が適切な監督機能を発揮するとともに、社外監査役を含む監査役会が経営を監視し、健全性強化を図っております。また、執行役員と常勤監査役が出席する経営会議では、重要な執行案件について審議し、経営の基本政策、経営計画等をはじめ、取締役会規則に基づいて必要とされる決議、報告を取締役会でっております。

内部統制に関しては取締役会の指示・統括のもと経営会議の下に内部統制推進委員会を設置し、統制システムの整備運営、経営上のリスクの洗い出し等を行っております。コンプライアンスにつきましては、社長を委員長とするコンプライアンス委員会を定期的に開催し、コンプライアンスの基本方針、重要事項を審議、決定しております。また、重大危機発生時は、同じく社長を委員長とする全社危機管理委員会を開催し、緊急対応の方針決定および迅速な指示伝達を行います。

また、当社の親会社であるジェイ エフ イー ホールディングス株式会社に「JFEグループCSR会議」が設置され、JFEグループ全体でのCSR活動の強化を図っており、当社はそのグループ共通の指針に基づき、さらに、情報サービス業界の特色をふまえながら活動を推進しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1 - 2 - 4】

現在、当社の株主における機関投資家・海外投資家の比率は2%程度であることから、これらの皆様の議決権の電子行使を可能とするための環境作り(議決権電子行使プラットフォームの利用等)や招集通知等の英訳は将来的な検討課題と考えております。

【補充原則4 - 10 - 1】

当社は任意の指名・報酬委員会などの独立した諮問委員会を設置しておりませんが、取締役候補の指名や取締役の報酬については、社外取締役・社外監査役が出席する取締役会において、適切な審議を経て決定しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1 - 4. いわゆる政策保有株式】

1. 政策保有に関する方針

当社は原則として、提携業務を推進するため、その協力関係を強固なものとする必要があると判断した際に、取締役会規則に基づき、取締役会での決議を経て、他上場株式を保有いたします。また、政策保有している株式は、毎年、保有の合理性等を検証いたします。

当社が現在保有する政策保有株1銘柄について、その適否を検証した結果、問題ないものと判断しております。

2. 議決権行使に関する方針

当社は、政策保有株式に係る議決権行使につきましては個別に判断いたしますが、対象企業の企業価値を毀損する可能性があるかと判断される議案につきましては特に留意して判断いたします。

【原則1 - 7. 関連当事者間の取引】

当社が役員との取引を行う場合には、会社及び株主共同の利益を害さないよう、取締役会において当該取引の合理性・妥当性等について審議し、特別な利害関係を有する者が決議に参加しない等適切な措置を講じた上で承認いたします。取引の実行にあたっては、双方の契約上の責任者に留意する等の対応を行っております。

また、主要株主等と取引を行う場合には、定期的および必要に応じて取締役会が報告を受けております。なお、取引条件等につきましては、市場価格、総原価を勘案して、希望価格を提示し、都度、価格交渉の上、一般的取引条件と同様に決定しております。

【原則2 - 6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は確定拠出型年金制度を導入しており、企業年金の積立金は運用していないため、運用にあたる人事面や運営面における取組みは行っておりません。

【原則3 - 1. 情報開示の充実】

1. 当社の経営理念はホームページに掲載しておりますので、ご参照下さい。

<https://www.jfe-systems.com/company/philosophy.html>

2. 当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方は本報告書の「1.1 基本的な考え方」に記載しておりますので、ご参照下さい。

3. 当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は定めておりませんが、各役員の報酬額は、会社の業績、業績に連動した従業員賞与の変動率、及び各人の地位、経歴、実績などを総合的に勘案して決定しております。

なお、当社の取締役は定款で15名を上限と定め、その報酬限度額は年額300百万円以内と株主総会で決議されており、2019年度の実績としましては、8名の取締役に對し、169百万円が支払われております。

決定にあたっての手続きとしましては、社長および人事担当取締役が検討し、取締役会で社長が提案し、審議の上、決議しております。

4. 取締役、監査役の選解任におきましては、(1)的確かつ迅速な意思決定、(2)適切なリスク管理、(3)業務執行の監視、ができる人材を適材適所の観点より総合的に勘案して決定しております。また、経営陣幹部選解任におきましては、前述(1)、(2)および業務執行能力等を勘案し決定し

ております。

手続としましては、上記方針に基づき社長、人事担当取締役が内容を検討し、監査役候補におきましては、事前に監査役会の同意を得た上で、取締役会で審議の上、決議しております。

5. 取締役・監査役候補の個々の指名にあたりましては、4.の基準に基づき、社内外から幅広く候補者を選任し、経歴や人格、経営能力等を総合的に判断し、取締役会で決議しております。

特に独立社外取締役は、豊富な経験・知見を有し、中長期的な企業価値向上への助言や経営の監督等、専門的かつ客観的な視点からその役割・責務を果たすことができる方を指名しております。

取締役・監査役の方針につきましては、当社ホームページをご参照下さい。

<https://www.jfe-systems.com/company/officer.html>

【補充原則4 - 1 - 1】

当社では法令上取締役会の専決事項とされている事項に加え、取締役会において定められた取締役会規則に基づき、重要な業務執行等について決定しております。

【原則4 - 8 . 独立社外取締役の有効な活用】

当社では、2020年6月23日開催の第37回定時株主総会において、新たに独立社外取締役を1名選任し、計2名となり、より充実したガバナンス体制をめざします。

【原則4 - 9 . 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

独立社外取締役の候補者は東京証券取引所が定める独立性基準に基づき決定しております。

【補充原則4 - 11 - 1】

当社では業務執行取締役につきましては、当社での執行役員等、経営に携わった経験を有し、事業に関する深い理解と知見を有する方の中から、的確かつ迅速な意思決定、適切なリスク管理、業務執行の監視を担うに相応しい見識を持った人物を選任いたします。

一方、非業務執行取締役につきましては、企業経営や事業運営等の経験を通じた深い知見を有する方の中から、的確かつ迅速な意思決定、適切なリスク管理、業務執行の監視の他、特にガバナンス強化の役割を担うに相応しい人物を選任いたします。

この考え方に基づき、取締役会の全体としてのバランスを確保しております。

【補充原則4 - 11 - 2】

当社の役員の兼任状況については、有価証券報告書および株主総会招集通知にて開示しておりますとあり、取締役5名、監査役3名が他の会社役員を兼任しておりますが、主として連結子会社との兼任であり、合理的な範囲であると判断しております。

【補充原則4 - 11 - 3】

当社では、独立社外取締役・社外監査役へのヒアリングを実施し、その内容をもとに、当社の取締役会の実効性についての分析・評価を行なった結果、実効性が確保された状況が継続していることを確認致しました。当社といたしましては、上記ヒアリングにおいて社外役員から出された意見も踏まえ、さらなるガバナンスの充実を図ってまいります。

【補充原則4 - 14 - 2】

当社では、社内出身の新任役員(含監査役)は、役員としての必要知識、倫理観等を身に付けるべく、JFEグループ全体で開催される新任役員研修に参加しております。

また、月1回、全役員を対象とした意見交換会を開催して当社およびJFEグループ内のIT事業にかかわる理解を深めるとともに、必要に応じて、法令改正の動向等に関する勉強会を開催しております。

【原則5 - 1 . 株主との建設的な対話に関する方針】

株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針は、以下のとおりであります。

1. IR担当の役員を株主との対話全般についての統括責任者とし、経営企画部長、総務部長がこれを補佐しております。
2. 年2回の決算説明会では代表取締役社長が説明し、その説明資料を自社ホームページ上で開示するとともに、個別のインタビュー等の要請に関しては必要に応じて対応しております。
3. 株主・投資家の皆様との対話において、インサイダー情報(未公表の重要事実)を伝達することはいたしません。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
JFEスチール株式会社	5,116,500	65.16
JFEシステムズ社員持株会	573,498	7.30
富士通株式会社	250,000	3.18
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	173,600	2.21
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	107,900	1.37
JFEプラントエンジニア株式会社	100,000	1.27
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505050	50,100	0.64
アトラス情報サービス株式会社	50,000	0.64
JFEアドバンテック株式会社	50,000	0.64
JFE物流株式会社	50,000	0.64

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社 (上場:東京、名古屋) (コード) 5411
補足説明	

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

JFEグループとの取引については、その他資本関係のない会社と同様に、契約条件や市場価格を見ながら合理的に決定されており、特別な条件はありません。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情 更新

JFEスチール株式会社は間接所有も含め当社議決権の67.7%を所有する親会社であり、ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社はJFEスチール株式会社の完全親会社です。親会社と当社との間では、一定の重要事項についての事前協議・報告以外、事業活動を行う上での承認事項などの制約はありません。

人的関係は、2020年3月末現在、当社は親会社から75名の出向者を受け入れておりますが、独自に新卒、中途採用を行っており、出向者は年々減少しております(前年度比14名減)。本日現在、非常勤取締役1名と非常勤監査役1名が親会社の社員を兼任しておりますが、いずれも専門性の高い知見を有した人材で、当社の経営力、経営監視力の強化のために当社から派遣を要請したものです。

以上の観点から当社の経営の独自性に対する問題はないものと考えております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	11名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
小林 隆照	他の会社の出身者													
矢野 正吾	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」、

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

小林 隆照	<p>小林隆照氏の略歴は以下のとおりです。 1978年4月富士写真フイルム株式会社 (現富士フイルムホールディングス株式会 社)入社 1989年6月カリフォルニア大学ロサンゼ ルス校経営大学院経営学修士課程修了 (MBA) 1990年5月富士写真フイルム株式会社退 社 1991年7月オリンパス光学工業株式会社 (現オリンパス株式会社)入社 1997年5月同社退社 1997年5月エリクソン・モバイル・コミュ ニケーション株式会社(現エリクソン・ジャ パン株式会社)プロダクトマネジメント部長 1999年1月日本エリクソン株式会社(現エ リクソン・ジャパン株式会社)移動体通信 端末事業部WCDMA & PDC担当部長 2004年6月同社ネットワーク営業本部ド コモマーケティング部長 2009年5月同社KDDI事業本部部長 2014年6月同社退社 2015年9月ディベート教育株式会社設立 同社代表取締役(現任) 2016年8月株式会社エヌ・ティ・ティ・デー タ経営研究所社会・環境戦略コンサルティ ングユニットエコビジネスサポートグルー プ主任研究員 2017年6月当社取締役(現任)</p> <p>同氏の出身各社と当社とは、取引が無 い、もしくは規模が僅少であります。また、 その性質についても、株主、投資家の判 断に影響をおよぼすおそれはないと判断 されることから、概要の記載を省略して おります。</p>	<p>小林隆照氏は、日本エリクソン株式会社(現 エ リクソン・ジャパン株式会社)をはじめとした通 信事業分野等における幅広いキャリアと豊富な 国際経験を有しておられることから、当社経営 の監督および適切な助言を行っていただけ ると、考えております。</p> <p>上記に加え、同氏は「上場管理等に関するガ イドライン」に規定される項目に該当して おらず、当社と直接の利害関係はなく一般株主と利 益相反の生じるおそれはないと考えられること から、当社経営陣から独立した立場での監督 機能を十分に担えるものと判断し、同氏を独立 役員として指定しております。</p>
矢野 正吾	<p>矢野正吾氏の略歴は以下のとおりです。 1980年4月東京電力株式会社入社 2008年6月同社中央火力事業所長 2009年6月同社執行役員中央火力事業 所長 2010年6月同社執行役員開発計画部長 2013年6月同社執行役員技術統括部長 2014年6月同社フェロー 2015年6月株式会社テプコシステムズ代 表取締役社長 2019年6月同社代表取締役社長退任</p> <p>同氏の出身各社と当社とは、取引が無 い、もしくは規模が僅少であります。また、 その性質についても、株主、投資家の判 断に影響をおよぼすおそれはないと判断 されることから、概要の記載を省略して おります。</p>	<p>矢野正吾氏は、東京電力株式会社の執行役員 などの要職を経て、株式会社テプコシステムズ 代表取締役社長を務めるなど、幅広い経験を 有し、特に情報システム業界にも精通して おられることから、当社経営の監督および適切な助 言を十分に期待できると判断し、社外取締役と して新たに選任するものであります。</p> <p>上記に加え、同氏は「上場管理等に関するガ イドライン」に規定される項目に該当して おらず、当社と直接の利害関係はなく一般株主と利 益相反の生じるおそれはないと考えられること から、当社経営陣から独立した立場での監督 機能を十分に担えるものと判断し、同氏を独立 役員として指定しております。</p>

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は会計監査人と、監査計画の報告会を始め、期中における意見交換会や四半期決算レビューおよび期末決算監査の実施状況報告ならびに結果報告等により状況確認と相互理解を図っております。

内部監査室は、監査役及び監査役会と連携し、当社の全事業部門及び事業所における業務活動全般を対象とした監査を実施しております。

監査役、会計監査人及び内部監査室は、監査計画、監査結果の報告等の定期的な打合せを含め、必要に応じ随時情報交換を行い相互の連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
土浜 茂稔	他の会社の出身者													
宇田 斉	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
土浜 茂稔		土浜茂稔氏の略歴は以下のとおりです。 1981年4月 川崎製鉄株式会社入社 1989年7月 同社財務部資本市場室主査 1990年11月 同社新事業本部LSI事業部宇都宮工場総務室主査 1994年12月 同社関連事業部主査 1996年7月 同社経営企画部グループ会社主査 1998年7月 同社関連事業部主査 2000年7月 同社千葉製鉄所業務部外注・資材室長 2003年4月 川鉄マシナリー株式会社出向 2004年4月 JFEメカニカル株式会社出向 2007年7月 同社総務部長 2009年7月 同社へ転籍 2016年6月 同社を退職 当社社外監査役(現任) 2017年6月 JFEコムサービス株式会社監査役(現任) 2019年4月 株式会社アイエイエフコンサルティング監査役(現任)	土浜茂稔氏は、経理・財務業務における高い見識とグループ企業経営等に関する幅広い業務経験を有しておられ、当社の監査業務に貢献が期待でき、社外監査役として適任と判断しました。

宇田 斉	宇田斉氏の略歴は以下のとおりです。 1982年4月日本鋼管株式会社入社 2003年4月JFEエンジニアリング株式会社大阪支社橋梁・鉄構部 2005年4月同社大阪支社鋼構造営業部長 2009年4月同社鋼構造本部橋梁事業部橋梁営業部長 2017年4月日本エンジニアリング株式会社代表取締役社長 2019年3月同社代表取締役社長退任 福山瓦斯株式会社取締役(現任) 2019年6月ジェコス株式会社社外監査役(現任) 当社社外監査役(現任) 2020年6月日本鋳鉄管株式会社社外監査役(現任)	宇田斉氏は、JFEエンジニアリング株式会社における豊富なキャリアと高い見識を有しております。また、日本エンジニアリング株式会社の代表取締役社長としての経験を通じ会社経営に関する十分な実績を有しておられることから、職務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外監査役として適任と判断しました。
------	--	--

【独立役員関係】

独立役員の数 更新	2名
--	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定している。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

ストックオプションや業績連動型報酬制度のような制度はありませんが、各役員の担当する事業の前年度業績結果を役員個々人の報酬額の査定に反映することは行ってあります。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、個別の開示はしていません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬率は、2011年6月24日開催の第28回定時株主総会において決議されており、300百万円以内(年額)と定めております。2019年度において取締役に支払われた報酬等の総額は169百万円であります。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役・社外監査役のサポートは主に総務部が担当しておりますが、必要に応じて担当部署による業務報告、取締役会資料の事前送付等を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、監査役制度を採用しております。また、経営意思決定と業務執行の分離による権限・責任の明確化及び決定・執行の迅速化を実現するため、執行役員制度を導入しております。

取締役会は、独立社外取締役2名を含む11名の体制となっております。毎月1回の定例取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営に関する重要事項を意思決定するとともに、業務執行を監督しております。

また、経営方針、事業方針及び重要な業務執行の対処方針については、執行役員15名を主たるメンバーとする経営会議での審議を経て、取締役会の適正な意思決定が可能な体制を構築しております。なお、経営会議には常勤監査役も出席しております。

監査役会は、社外監査役2名を含む3名の体制となっております。毎月1回の定例監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催し、経営を監視するとともに、その健全性強化に努めております。

内部監査に関しては、社長直属の専任部署である内部監査室が担当し、組織体制の整備状況及び業務の執行状況を評価し、改善策を社長に直接提案することにより、経営に寄与することを目的とした活動を行っております。内部監査室の要員は専従2名で、監査役および監査役会と連携し、当社の全事業部門および事業所における業務活動全般を対象とした監査を実施しております。

監査役監査に関しては、監査役会が監査役会規則および監査役監査規程を定め、組織的かつ実効的な監査体制を構築し、監査役会にて定めた監査方針及び監査計画に従った監査を実施しております。監査役は取締役会および社内重要会議への出席や、業務及び財産の状況調査を通して、各取締役の業務執行状況を監査しております。また、取締役は監査役の活動が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力いたしております。

会計監査に関しては、当社はEY新日本有限責任監査法人と監査契約を結び、会計監査を受けております。2019年度において業務を執行した公認会計士は次の2名であります。

指定有限責任社員 業務執行社員 市之瀬 申

指定有限責任社員 業務執行社員 柴田 芳宏

また、監査業務に係る補助者は、公認会計士8名、その他8名であります。

監査役は会計監査人および内部監査室と監査計画、監査結果の報告等の定期的な打合せを含め、必要に応じ随時情報交換を行い相互の連携を図っております。

(別紙)コーポレート・ガバナンス体制図

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、公正で透明性の高い経営の実現と、効率的な事業運営を行うことによる企業価値の向上を図る目的から、監査役制度を採用しております。また、コーポレート・ガバナンスのより一層の強化を図る目的から、社外取締役制度を導入しております。社外取締役2名を含む11名の取締役で構成される取締役会が、業務執行に対する適切な監督機能を発揮し、社外監査役2名を含む3名の監査役で構成される監査役会が、経営を監視し、会計監査人を含めた三者体制によりガバナンスの健全性強化に努めております。さらに、経営意思決定と業務執行の分離による権限・責任の明確化および決定・執行の迅速化を実現するため、執行役員制度を導入しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2020年6月5日に発送いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	2020年6月23日に開催いたしました

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は、法令の遵守はもとより高い倫理観のもとに企業活動を行うとともに、経営の透明性確保のため、金融商品取引法等の関係法令および東京証券取引所の定める「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則(以下「適時開示規則」)に従い、正確、公平かつ適時に情報の開示を行います。 また、上記法規則に従った情報のほか、当社をご理解いただくうえで必要または有用と判断される情報についても、正確、公平かつ適時に開示を行います。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期ごとの決算発表のタイミングでアナリスト・機関投資家向けの説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書、事業報告書、説明会資料、などをホームページに掲載しております。説明会の動画配信も行っております。大手証券会社系のIR会社の「全上場企業ホームページ充実度ランキング」にて優秀サイトに選定されております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務部広報グループがIRを担当しております。	
その他	個人投資家を対象としたホームページを開設しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	株主の皆様をはじめ、お客様、取引先、従業員、地域社会等の社内外のステークホルダーの立場を尊重すべく、下記の規程(企業理念、経営方針)を定め、取組んでおります。 <企業理念> わが社は、先進的な情報サービス企業として、豊かな社会の形成に貢献し、顧客・株主をはじめ関係する方々の信頼に応え、新しい価値の創造に努め絶えざる成長をめざします。 <経営方針> 1 世界を視野に入れ、時代・市場を切り拓く経営をおこないます 2 健全な「競争」と「共生」により事業の拡大につとめます 3 顧客の満足に向けてベストを尽くします 4 個性と人権を尊重し、法令を遵守する企業風土をつくります 5 知的資産の蓄積と活用に努め、技術力の向上をはかります 6 異彩・多彩で創造的な専門家集団をめざします
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループはJFEグループの一員として、CSR活動を重要な経営課題として取組み、特に環境保全是優先的に活動を推進し、廃棄物の適正分別、エネルギー使用量の削減、省資源化等の取り組みを行っております。

<p>ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定</p>	<p>株主はもとより、広く社会とのコミュニケーションを図り、企業情報について、社会への積極的な情報公開に努めてまいります。上場企業として、公正で透明性の高い経営に心がけ、積極的なIR活動や適切な情報開示を推進すべく、情報の共有化や社内体制の強化に取り組んでまいります。</p>
<p>その他</p>	<p>2017年11月に当社は、従来から取り組みを進めている「健康経営」をより積極的に推進するため、「JFEシステムズ健康宣言」を下記の通り制定しました。</p> <p>< JFEシステムズ健康宣言 ></p> <p>" All Well --- 社員も会社もみんな健康 "</p> <p>JFEシステムズにおいては、人こそが最大の財産であり、従業員の健康増進は、会社の重要な経営課題の1つです。当社は、従業員の健康増進を積極的に支援する「健康経営」を推進し、従業員のヘルスリテラシーを高め、会社全体が健康になるよう取り組んでまいります。</p> <p>具体的には、社長をトップとする健康経営推進体制を構築し、常勤の2名の保健師が社員の健康管理に関するさまざまな問題の解決をサポートしております。</p> <p>加えて、「心の健康づくり計画」の制定と実践、社外の従業員支援プログラムの導入など、メンタルヘルスケアに関する取り組みを推進しております。</p> <p>その他、健康増進のためのセミナー開催、健康経営を意識した本社オフィスレイアウトの導入、社員の「働き方・休み方改善活動」の推進等、幅広い活動を展開しております。</p>

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

< 内部統制システムに関する基本的な考え方 >

当社の企業理念ならびに定款、取締役会規則などをはじめとする、業務遂行にかかわるすべての規範、規程、規則、指針、運用細則など(以下「諸規程・規則」)は包括的の一体として、当社の内部統制体制を構成するものであります。したがって、当取締役会として、諸規程・規則が遵守されるよう図るとともに、企業活動にかかわる法令変更あるいは社会環境の変化にしがたい、さらに業務執行の効率性の観点において、当社の体制および諸規程・規則について適宜の見直し、修正を行うことにより、上記法令の目的・趣旨が実現されるよう努めることを基本方針といたします。

< 内部統制システムの整備状況 >

1. 会社法第362条第4項第6号および会社法施行規則第100条第1項各号に掲げる体制に関し、現行の当社の体制および諸規程・規則との関連については、次のとおりであります。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

a. 当社およびグループ会社の経営にかかわる重要事項は、関連規程にしがたい、経営会議の方針審議を経て、取締役会で決定いたします。なお、重要な投資案件については、関連規程に則って、所定の審査を経たのち取締役会で決定しております。

b. 業務執行は、代表取締役社長のもと担当取締役等により、倫理法令遵守の観点にしがたい、各部門の組織権限・業務規程に則って行っております。

c. 内部監査部門が、倫理法令遵守状況について監査しております。

(2) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

a. 取締役会などの会議体における実質的、効率的審議を図ることのほか、経営会議等において業務執行の有効性・効率性の観点からの検討、ルール見直しを継続的に行っております。

b. 内部監査部門が、業務執行の有効性・効率性について監査しております。

(3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役会規則、情報セキュリティ管理規程、文書管理規程、秘密情報管理規程その他情報の保存、管理にかかわる規程または規定が包括的に、本体制を構成しております。

(4) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

a. 経営にかかわるリスクについては、当社各部門の業務執行において、担当取締役等がリスク管理上の課題を洗い出すことに努めており、個別の重要なリスク課題については、必要な都度、経営会議等で審議しております。経営会議等において、社内横断的に当事業にかかわるリスクの洗い出し、対応方針の協議、検討を継続的に行っております。

b. 災害、事故などにかかわるリスクについては、全社防災規程などにもとづく対応を原則とし、必要に応じ、経営会議等で個別の対策、対応あるいは規程の見直しを審議しております。

c. 全社に影響を及ぼす重大危機発生時には全社危機管理委員会で対応方針を決定いたします。

(5) 当社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保する体制

a. 当社はジェイ エフイー ホールディングス株式会社およびJFEスチール株式会社の子会社であり、親会社が保持するJFEグループとしての、倫理法令遵守、リスク管理、財務報告・情報開示などの体制のなかに当社および当社の子会社の体制が組み込まれることにより、企業集団としての体制が構築されております。

b. 当社は、グループ経営に関する一定の重要事項、当社の子会社の一定の重要事項(損失の危険の管理に関する事項を含む)について、親会社との協議・報告までの手順を義務づけ、当社の取締役会規則等により決定手続等を定め、審議・決定し、または報告を受けております。

c. 当社は、親会社が設置するコンプライアンス委員会のもと、コンプライアンス委員会を設置し、親会社のコンプライアンス委員会と連携し、当社および当社の子会社の倫理法令遵守に関する基本方針および重要事項の審議・決定を行い、施策の実施状況を監督しております。当社の子会社は、必要な倫理法令遵守体制を整備しております。

d. 当社は、企業倫理ホットラインについて、当社および当社の子会社全体の倫理法令遵守に関する重要な情報が現場から経営トップに直接伝わる制度として、当社の使用人のほか当社の子会社の使用人等も利用者として整備し、適切に運用しております。

e. 当社および当社の子会社の内部監査部門は、親会社の内部監査部門と連携し、当社および当社の子会社の業務の有効性・効率性ならびに法令および定款の遵守状況について監査しております。

f. 当社および当社の子会社は、財務報告の信頼性を確保するために必要な体制、適時適切な情報開示のために必要な体制を整備しております。

2. 会社法施行規則第100条第3項各号に掲げる体制に関し、現行の当社の体制および諸規程・規則との関連については、次のとおりであります。

(1) 監査役の職務を補助する使用人に関する事項およびその独立性に関する事項ならびに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

現行、そのような使用人は設置しておりませんが、監査役が設置を求めた場合は監査役と協議いたします。

(2) 監査役への報告に関する体制

a. 監査役は、取締役会、経営会議およびその他重要な会議に出席し、報告を受けております。

b. 取締役、執行役員および使用人は、必要に応じまたは監査役会、監査役の要請に応じ、監査役会、監査役に対して職務の執行状況(当社および当社の子会社に関する事項に関する重要なものを含む。)を報告しております。当社の子会社の取締役、執行役員および使用人は、必要に応じまたは監査役の要請に応じ、監査役に対して職務の執行状況を報告しております。

c. 企業倫理ホットライン担当部署が受けた通報または相談された法令違反行為等については、監査役に対して内容を報告しております。監査役への報告については、企業倫理ホットラインにより通報、相談もしくは報告した者が不利な取り扱いを受けないことを確保しております。

(3) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役の職務執行に必要な費用について請求があった場合、特に不合理なものでなければ前払い又は償還に応じております。

(4) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

a. 監査役は、監査役会規則を定め、組織的かつ実効的な監査体制を構築しております。

b. 取締役および使用人は、監査役の監査に必要な重要書類の閲覧、実地調査、取締役等との意見交換、子会社調査、子会社監査役との連携等の監査役活動が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力しております。

c. 監査役は会計監査人、内部監査部門の監査結果について適宜報告を受け、緊密な連携を図っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

< 反社会的勢力排除への対処方針 >

反社会的勢力との関係を一切遮断することを目的とし、反社会的勢力への対応を所管する部署を総務部と定めるとともに事案発生時の報告および対応に係る規程等の整備を行い、反社会的勢力には警察等関連機関とも連携し毅然と対応してまいります。

< 反社会的勢力排除に向けた整備状況 >

反社会的勢力排除に向けた整備状況は以下の通りです。

1. 総務部を対応部署とし、不当要求防止責任者1名を配置しております。
2. 不透明な取引の排除を目的に、各都道府県施行の暴力団排除条例を遵守し、取引先に関する情報収集ならびに属性審査を行うとともに各種取引契約書に暴力団排除条項を明記しております。
3. 特殊暴力防止対策連合会に参画するとともに、暴力団追放運動推進都民センターや警察当局とも連携を図り、情報の共有化と不当要求の対応にあたってまいります。
4. 上記対処方針に基づき、企業暴力対応規程および特殊暴力防止マニュアルを制定しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

< 当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況 >

当社は証券市場における当社の信用を保持することを目的として重要事実に関わる社内規程を定め、その情報管理と適時開示の判断・実施を所管する部署を設置し、金融商品取引法に基づく有価証券報告書、臨時報告書等の法的開示に加え、重要な会社情報を適時・適切に開示しております。なお、会社情報の適時開示に際しては、東京証券取引所が定める「有価証券上場規程」「有価証券上場規程施行規則」に則り、TDnetへの登録を実施しております。

< 当社会社情報の適時開示の流れ >

(1) 情報取扱責任者

重要事実の社内管理、証券取引所への対応、重要事実の適時開示の管理責任者として、総務部担当役員を情報取扱責任者(情報開示担当役員)とする。

(2) 重要事実管理責任者

重要事実の発生に関わる部署、プロジェクト・チームならびに委員会等の組織および重要事実を入手したこれらの組織を重要事実管理部署とし、当該組織の長または運営の責任者を重要事実管理責任者とする。

(3) 「適時開示」に該当する決定事実に関する情報および決算に関する情報

各々に関連する事象を管理する重要事実管理責任者は情報取扱責任者と、その適時開示の形式・内容等について連絡・調整し、その事実に関して会社の意思決定がなされた場合には、情報取扱責任者は速やかにTDnetを通じて適時開示手続きを実行する。

(4) 「適時開示」に該当する発生事実に関する情報

各々に関連する事象が発生した場合、その事象を管理する重要事実管理責任者は情報取扱責任者と、その適時開示の形式・内容等について連絡・調整し、情報取扱責任者は適切にTDnetを通じて適時開示手続きを実行する。

(別紙)コーポレート・ガバナンス体制図

